

小金井子育て・子育て支援サイト「のびのびーの！」バナー広告取扱規定

(趣旨)

第1条 この規定は、小金井子育て・子育て支援サイト「のびのびーの！」(以下「のびのびーの！」)への、バナー広告について必要な事項を定めるものとする。

第2条 「のびのびーの！」に掲載できるバナー広告は、次の各号のいずれにも該当しないものであり、小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会が認めるものとする。

- (1) 「のびのびーの！」の公共性およびその品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制に該当するもの
- (3) 暴力団等の利益につながるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告などの宣伝に関わるもの
- (5) 公の秩序または善良な風俗に反するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、バナー広告として小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会サイト運営会議が適当でないと認めるもの

第3条 バナー広告の位置は、「のびのびーの！」トップページの下部とし、当該ページ内での掲載位置は、小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会が指定する。

第4条 バナー広告の掲載にあたっては、掲載申込書(別紙1)を提出し、小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会の承認を得るものとする。

第5条 バナー広告のバナーデータは画像データとし、アニメーションGFI等は不可とする。バナー広告には、リンク先をつけることができる。

第6条 その他、バナー広告申込みに関する詳細については、別途バナー広告募集案内・申込書および同意書によるものとする。

第7条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会が定めるものとする。

付則

この規定は、2020年4月1日から施行する。